

## 参加団体の公募に係る応募書類審査（本審査）の手順について

## 1. 審査委員会による審査

各地方環境事務所等が設置する審査委員会において、書類審査を通過した応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

## 2. 応募書類の審査方法

- (1) 審査委員会の各委員は、参加団体の公募に係る審査基準及び採点表【別添2】（以下、「採点表」という。）に基づき、応募団体毎に以下の採点基準により採点を行う。

## 【採点基準】

	i	ii	iii	iv
A（良い）	5点	10点	20点	30点
B（やや良い）	4点	7点	15点	22点
C（普通）	3点	5点	10点	15点
D（やや悪い）	2点	3点	5点	7点
E（悪い）	0点	0点	0点	0点

※ i 内の採点基準については、【別添2】の審査項目2（3）及び3を対象とする。

※ ii 内の採点基準については、審査項目1及び2（1）（2）並びに4（3）を対象とする。

※ iii 内の採点基準については、審査項目5を対象とする。

※ iv 内の採点基準については、審査項目4（1）（2）を対象とする。

※活動団体の主な活動地域が、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域（第2条、第3条、第41条～第43条に規定する過疎地域）に該当する場合には、i～ivの合計点に、5点を加点する。

- (2) (1) の各委員の採点表の採点を応募団体毎に合計した後、委員数で除して、小数第二位を四捨五入した平均点を求め、その点数を当該団体の得点とし、得点の高い順に応募団体の順位を決定する。

- (3) 複数の応募団体の(2)で算出した得点が高得点の場合、次の①から⑤までの優先順位により順位を決定する。

- ① 「A」の数が多い応募団体
- ② 「A」の数が高得点の場合は、「B」の数が多い応募団体

- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い応募団体
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い応募団体
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決による。

(4) (1) ~ (3) の採点結果を取りまとめ、上位3番目の応募団体の点数を目安に、審査委員会において審議のうえ、選定団体を決定する。その際、応募数が多い場合については、必要に応じて選定評価基準点を定めるとともに、選定評価基準点以上の団体を選定候補とする。特に、選定評価基準点の近辺の団体(選定評価基準点±5点)については、集中的に選定の適否を審議し、最終的な選定団体を決定する。

### 3. 利害関係者の排除について

審査委員会の委員は、応募団体の審査を行うにあたり、以下いずれかの事由に該当する場合は自ら申し出て、当該応募団体の審査には参加しないものとする。

- ・申請のあった団体に所属している、または過去3年以内に所属していた場合
- ・申請のあった団体の担当者と血縁関係(3親等以内)にある場合
- ・申請のあった団体との間に金銭の授受を伴う取引関係がある場合
- ・その他の審査の公正を妨げる事情がある場合